

●香川県告示第247号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年6月10日

香川県知事 浜田恵造

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(工事施行等審議会等の意見)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、別表第17号から<u>第22号</u>までに掲げる措置要件を事由として第1条第1項又は第2条の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。</p>	<p>(工事施行等審議会等の意見)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、別表第17号から<u>第21号</u>までに掲げる措置要件を事由として第1条第1項又は第2条の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。</p>																		
<p>別表（第1条・第3条—第5条・第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～19 略</td><td></td></tr><tr><td>20 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と<u>社会的に非難されるべき</u>関係を有していると認められるとき。</td><td>略</td></tr><tr><td>21 契約等の相手方が第17号から前号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、<u>当該者</u>と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等<u>当該者</u>を利用したと認められるとき。</td><td>略</td></tr><tr><td>22 第17号から第20号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等<u>当該者</u>を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）において、県が<u>当該下請契</u></td><td><u>当該認定をした日から1月以上6月以内</u></td></tr></tbody></table>	措置要件	期間	1～19 略		20 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と <u>社会的に非難されるべき</u> 関係を有していると認められるとき。	略	21 契約等の相手方が第17号から前号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、 <u>当該者</u> と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等 <u>当該者</u> を利用したと認められるとき。	略	22 第17号から第20号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等 <u>当該者</u> を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）において、県が <u>当該下請契</u>	<u>当該認定をした日から1月以上6月以内</u>	<p>別表（第1条・第3条—第5条・第9条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～19 略</td><td></td></tr><tr><td>20 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と<u>密接な</u>関係を有していると認められるとき。</td><td>略</td></tr><tr><td>21 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等<u>これを</u>利用したと認められるとき。</td><td>略</td></tr></tbody></table>	措置要件	期間	1～19 略		20 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と <u>密接な</u> 関係を有していると認められるとき。	略	21 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等 <u>これを</u> 利用したと認められるとき。	略
措置要件	期間																		
1～19 略																			
20 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と <u>社会的に非難されるべき</u> 関係を有していると認められるとき。	略																		
21 契約等の相手方が第17号から前号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、 <u>当該者</u> と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等 <u>当該者</u> を利用したと認められるとき。	略																		
22 第17号から第20号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等 <u>当該者</u> を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）において、県が <u>当該下請契</u>	<u>当該認定をした日から1月以上6月以内</u>																		
措置要件	期間																		
1～19 略																			
20 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と <u>密接な</u> 関係を有していると認められるとき。	略																		
21 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等 <u>これを</u> 利用したと認められるとき。	略																		

約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかつたとき。

23~26 略

27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

22~25 略

26 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月10日から施行する。
- 2 改正後の香川県建設工事指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。